

第1回教育委員会

令和3年1月12日
午後3時30分
本庁舎第11共通会議室

案 件

報告第1号

職員の人事について

報告第1号

職員の人事について

大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、次のとおり教育長による急
施専決を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

記

別紙調書のとおり、人事異動を発令する。

調 書

(令和3年1月1日付)

項	新補職名	補職名	職種	氏 名	備考
	(係 長 級)				
1	保健所感染症対策課担当係長 兼務	生涯学習部担当係長（生涯学 習担当）	社会教育 主事	加藤 晴子	兼務

(参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則 (抄)

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。